

国民健康保険に係る保険給付の一時差止解除通知書

年 月 日

様

堺市 区長 印

年 月 日付けで通知しました国民健康保険に係る保険給付の一時差止について、下記の理由により解除します。

記

1 一時差止を解除する保険給付

保 険 給 付 の 種 類	給付対象額
合 計	

2 解除の理由

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、大阪府国民健康保険審査会（大阪府国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決の日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。